



週間情報



No.2849

発行日 平成28年12月20日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 電話 03(3234)1321

消防本部の動き

行事

◆ 「平成28年度住宅防火防災推進シンポジウム in 伊予」を開催

伊予消防等事務組合消防本部（愛媛）

伊予消防等事務組合消防本部では、平成28年11月26日（土）、伊予市のウエルピア伊予において、高齢化に伴う住宅防火防災対策の積極的な推進を目的として、住宅防火対策推進協議会主催、当消防本部共催により「平成28年度住宅防火防災推進シンポジウム in 伊予」を開催しました。

シンポジウムでは、東京理科大学大学院菅原進一教授による基調講演やタレントのダニエル・カールさんを交えた住宅防火防災対策に関するトークショーと住宅用防災機器についてのパネルディスカッションが行われました。

当日は、住宅防火防災対策の重要性などを来場者と一緒に考えることができ、大変有意義なシンポジウムになりました。



【シンポジウムの様子】

◆ 平成28年宮若市歳末安全・安心住民大会を開催

直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部（福岡）

直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部では、平成28年11月30日（水）、火災や犯罪が発生しやすい歳末を迎えるにあたり、宮若市役所及び直方警察署との共同主催で、平成28年「宮若市歳末安全・安心住民大会」を開催しました。

本大会は、自助・共助・公助を基本理念とし、市民、地域活動団体、事業所、行政機関が一体となって、防災・防犯意識の高揚を図るとともに、それぞれの役割を果たしつつ密接な連携をとり、互いに支えあって、安全で安心な住み良い地域社会を目指しています。

これからも安心して暮らせる生活環境の実現に向けて取り組みを進めていきます。



【大会の様子】

訓練・演習

◆ 小隊警防技術発表会を実施

恵那市消防本部では、平成28年11月21日（月）及び22日（火）、当消防本部中層訓練塔において、9小隊、延べ45名の隊員が参加し、小隊警防技術発表会を実施しました。

耐火造地上2階建て店舗併用住宅から出火し、居住者1名が2階に取り残されたという訓練想定で、最先着隊の活動について日頃の訓練の成果を発表しました。

恵那市消防本部（岐阜）



【訓練の様子】

◆ 夜間救急搬送訓練を実施

うるま市消防本部では、平成28年11月25日（金）、当市唯一の有人離島である津堅島つけんじまにおいて、自治会、診療所、中城海上保安部、沖縄県消防指令センター及びうるま市消防団と合同で、津堅島夜間救急搬送訓練を実施しました。

津堅島では、急患発生時、日中は定期船及び沖縄県ドクターヘリ、夜間は中城海上保安部巡視艇により、沖縄本島の高次医療機関へ搬送しています。

訓練では、巡視艇を要請する際の関係機関の流れを確認するための情報伝達訓練のほか、夜間入港に伴う誘導接岸訓練及び巡視艇内への傷病者搬入訓練等を実施しました。

また、今年度に新規設置した港護岸部の点滅灯や更新整備した巡視艇用タラップの設置要領の確認など併せて実施しました。

これからも相互の連携を密にして、地域住民の安全・安心の確保のために努めてまいります。

うるま市消防本部（沖縄）



【訓練の様子】

◆ 取り壊し予定の庁舎を利用して消防訓練を実施

出水市消防本部では、平成28年11月26日（土）、取り壊し予定の出水市役所旧庁舎を利用し、消防訓練を実施しました。

訓練は、安全管理、火災防御及び現場指揮要領の学習会を行った後、屋内検索を中心に、普段できない破壊活動を繰り返し実施しました。

若手職員は同じ訓練を繰り返すことで技術力の向上を図り、中堅職員は現場指揮要領を一つ一つ確認し安全管理の重要性や本部への情報伝達方法等の難しさを感じることができた有意義な訓練になりました。

いずみし 出水市消防本部（鹿児島）



【訓練の様子】

◆ 平成28年度警防活動総合訓練を実施

東近江行政組合消防本部（滋賀）

東近江行政組合消防本部では、平成28年11月29日（火）及び30日（水）、消防本部訓練センターにおいて、平成28年度警防活動総合訓練を実施しました。

この訓練は、当消防本部が定めた各種活動マニュアルに基づき、複数の消防隊や救急隊が活動する火災現場などにおける指揮者の能力向上及び基本活動の徹底と強化、さらには隊員個々の技術強化を図ることを目的として毎年開催し、今回で15回目を迎えました。

今年の訓練は、「住宅密集地における木造2階建住宅の火災、逃げ遅れ有り」という想定で、各訓練に指揮隊1隊、消防隊6隊、救急隊1隊が出動し、5消防署、4出張所から職員計248名が参加し、緊迫感があふれました。

また、審査員が訓練重点項目の達成度や活動の安全性、確実性、迅速性などを評価し、訓練終了後に各隊にフィードバックしました。さらに今回は、消防本部の課長や各消防署長が総合的な審査を行い、優秀な隊に消防長表彰を授与しました。

地域の安全を守るため、今後も訓練を積み重ね、よりよい現場活動を実施します。



【訓練の様子】

◆ 集団災害対応訓練を実施

土浦市消防本部（茨城）

土浦市消防本部では、平成28年11月25日（金）、集団災害発生時における現場指揮命令系統の確立、災害対策本部の設置強化、部隊の対応能力の向上及び医療機関との連携強化を目的に、例年合同で訓練を実施している土浦協同病院のほか、筑波メディカルセンター病院及び筑波大学附属病院を加えた総勢110名でブラインド型集団災害対応訓練を実施しました。

訓練は、土浦協同病院救急診療科科長に模擬傷病者の負傷部位やバイタルサインの設定等を担当していただき、本年2月に完成した消防本部新庁舎の屋外訓練棟2棟を老人介護施設と仮定し、「老人介護施設において殺傷事件が発生し、多数の傷病者がいる。」という想定で実施しました。施設職員役からの情報収集から始まり、救出救護活動、災害対策本部や現場指揮本部での報道対応や模擬記者会見などを行いました。

後日開催した検証会では、実災害に応じたいち早い救出救護や災害現場毎の柔軟な対応の欠如が反省点としてあがり、医師からは、指揮所へ統括する医師を配置する必要があることや黒タグの取り扱いについてアドバイスがありました。

今回は3つの医療機関が参加したことにより、医療機関を統括することの大切さを改めて認識しました。今後はこの訓練を踏まえ実災害に備えるとともに、更なる組織力向上と医療機関との連携を密にしていける事が重要と考えます。



【訓練の様子】



【検証会の様子】

◆ 平成28年度西三河地区合同訓練を実施

衣浦東部広域連合消防局（愛知）

衣浦東部広域連合消防局では、平成28年12月6日（火）、刈谷市総合運動公園内ウイングアリーナ刈谷のサブアリーナを使用して、平成28年度西三河地区合同訓練を実施しました。

この訓練は、西三河地区消防相互応援協定を結ぶ6消防本部（局）が、平成26年度から災害対応能力向上のため実施しているもので、今年度で3回目を迎えました。

今回は、医療機関との連携も含めて訓練を行うため医療機関へも参加を依頼し、多数傷病者事案に対するブラインド型訓練を実施しました。

訓練では、バスケットボールの試合中に暴漢者2名が乱入しおよそ30名を負傷させた想定とし、情報収集及び情報伝達、現場管理及び部隊運用、救護所等の設置及び運営、並びに救護所内での処置及び搬送順位の決定までの一連の活動を、各消防本部だけでなく医療機関とともに行うことで、各機関の役割や連携を認識し、西三河地区の災害対応能力向上につなげることを目的としました。

当日は221名の消防職員が参加し、単独消防本部では行うことが難しい大規模な多数傷病者対応訓練であったため、事後のアンケートでは非常によい経験であり、今後も継続して連携を深めていくことが必要であるとの声が多く聞かれました。



【訓練の様子】

◆ 地震災害時対応訓練の実施

有田川町消防本部（和歌山）

有田川町消防本部では、昭和東南海地震（昭和19年12月7日）と昭和南海地震（昭和21年12月21日）の発生した日にちなみ、平成28年12月6日（火）、全職員を対象とした地震災害時対応訓練を実施しました。

訓練は、和歌山県南部で地震が発生し管内で震度7を観測したという想定で、非番職員は、自宅から徒歩や自転車で管内の状況を確認しながら消防本部や各消防署に参集しました。消防本部内には指揮本部が設置され、集められた情報から管内の被害状況を把握するとともに、関係機関との連携を再確認しました。また、勤務中の職員は、車庫内の全車両を屋外に出した後、庁舎の被害状況や機能確認を行うとともに、出動準備態勢を整えました。

南海トラフにおける大地震の可能性が高まっているなか、今後も地震災害対応能力の向上を図っていきたいと思います。



【参集の様子】



【指揮本部の様子】

研修等

◆ 嘉手納町福祉関係機関と情報交換会を実施

ひじゃがわ
比謝川行政事務組合ニライ消防本部（沖縄）

比謝川行政事務組合ニライ消防本部嘉手納消防署では、平成28年11月21日（月）、増加の一途をたどる救急需要に行政全体で連携していく意識付けと、支援を必要としている住民に対しいち早く対策を講じることで予防救急へとつなげることを目的に、嘉手納町役場福祉課及び同町社会福祉協議会と情報交換会を実施しました。

地域を支える様々な組織、制度があることを知り、横の連携を強化することで救急業務の一助となることを実感しました。また、情報交換会の定例化を求める声が双方から聞かれました。



【情報交換会の様子】

◆ 平成28年度岐阜県高速道路等消防連絡協議会研修会を開催

大垣消防組合消防本部（岐阜）

岐阜県高速道路等消防連絡協議会では、平成28年11月22日（火）、岐阜県消防学校大教室において、一般財団法人自動車研究所衝突安全全部主任研究員の鮎川佳弘氏を講師に招き「新型車両の構造と交通事故時の救助方法について」と題して研修会を開催しました。

研修会には岐阜県内17消防本部から110人の消防職員が参加し、次の4項目について講演いただきました。

- 1 自動車の安全性能評価（JNCAP）について
- 2 乗用車の構造と救助方法
- 3 大型車の構造と救助方法
- 4 電気自動車・ハイブリッド車の構造と取り扱い

講演では、実証実験時の映像を交えてわかりやすく説明していただき、大変有意義な研修会となりました。



【研修会の様子】

◆ 若手職員連携強化研修会を開催

広島県消防長会（広島）

広島県消防長会では、平成28年11月25日（金）、広島市まちづくり市民交流プラザにおいて、若手職員連携強化研修会を開催しました。

研修会では、県内の全13消防本部から20名の若手職員が参加し、職場でのコミュニケーション方法について外部講師から学び、さらに事前に行った自己診断をテーマに4人1組によるグループワークを行い、主体性及びモチベーションの向上を図り、消防本部の垣根を越え職員間の交流を深めました。



【研修会の様子】

◆ 東北自動車道路における安全対策講習会を実施

白河地方広域市町村圏消防本部（福島）

白河地方広域市町村圏消防本部では、平成28年11月29日（火）、株式会社ネクスコ・パトロール関東那須事業所（以下「ネクスコ」という。）及び栃木県高速道路交通警察隊那須分駐隊と合同で、ネクスコ駐車場において安全対策講習会を実施しました。

講習会は、ネクスコの職員が講師となり、高速道路上の事故現場における安全な活動スペースの確保、発煙筒の点火、旗振り、車線規制構築要領などについて、実技を交えて実施しました。

今回、初めてパトロール隊及び高速警察隊と合同で訓練を実施したことで、各関係機関との顔の見える関係が構築できました。

今後も、継続的に講習会を開催し更なる安全意識の向上を目指します。



【講習会の様子】

◆ 自衛消防隊連絡協議会防災研修会を開催

島原地域広域市町村圏組合消防本部（長崎）

島原地域広域市町村圏組合消防本部では、平成28年11月30日（水）、島原地区自衛消防隊連絡協議会会員を対象に、防災研修会を開催しました。

当日は、19事業所から31名が参加し、煙体験訓練、119番通報訓練、応急担架作成訓練、屋内消火栓設備取扱訓練、油火災・プロパンガス火災を想定した粉末消火器取扱訓練を実施しました。

今回、実際の炎に対する消火訓練を行ったことで、参加者から「非常に良い経験ができた。」との声が多く聞かれました。



【粉末消火器の取扱訓練の様子】

◆ 防災講座を開催

大分市消防局（大分）

大分市消防局では、平成28年12月3日（土）、大分市婦人・女性防火クラブ連合会会員を対象に、防災に関する知識の習得と防災品の普及を目的に、防災講座を開催しました。

当日は、公益財団法人日本防災協会より講師を迎え、DVDによる防災についての知識の習得や防災物品及び非防災物品の燃焼実験を行い、防災物品への関心をより高めることができました。



【講座の様子】

その他

◆ 平成28年度原子力発電所等所在市町村消防情報連絡会事務担当者会議を開催

原子力発電所等所在市町村消防情報連絡会
事務局：松江市消防本部（島根）

原子力発電所等所在市町村消防情報連絡会では、平成28年11月17日（木）、東京都内（経済産業省別館）において、消防庁特殊災害室滝明室長など5名の来賓を迎え、平成28年度事務担当者会議を開催しました。

会議では、国への要望活動の報告及び今後の方針、連絡会の運営方法や原子力防災に係る情報交換等を実施しました。

また、翌18日（金）には、会員である双葉地方広域市町村圏組合消防本部の案内で、現在も避難指示継続中である管内の視察及び、東京電力福島第一原子力発電所の視察を実施しました。

事故当時の消防本部の対応及び事故から5年8か月経過しても、なお防護措置を余儀なくされている現状を肌で感じたことは、原子力防災対策を考える上で大変有意義なものとなりました。



【会議の様子】



【視察の様子】

◆ 消防局ポスターのデザイン提供者に市長感謝状を贈呈

堺市消防局（大阪）

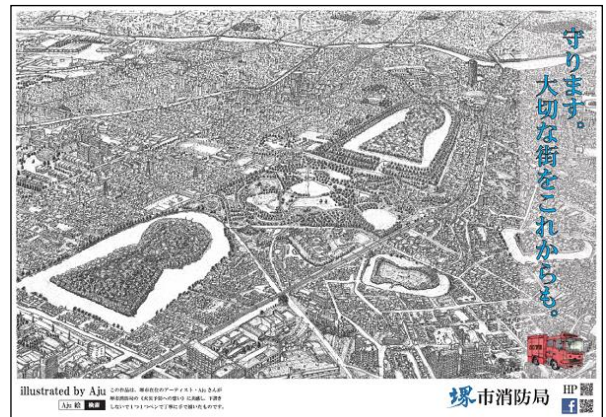
堺市消防局では、毎年、管内に貼り出す啓発ポスターを職員がデザインし作成していました。

今回は初の試みとして、堺市在住の若手アーティストAju（あじゅ）さんに、堺市のシンボルである古墳のある街並みと消防車を、「守ります。大切な街をこれからも。」という消防局の想いをイメージしながら描いていただくとともに、無償で提供していただきました。

平成28年12月2日（金）には、そのご芳志に感謝の意を表すため、堺市長から感謝状を贈呈しました。贈呈式後、堺市長は「下書きを一切せず、1つ1つペンで手描きする緻密で繊細なデザインから堺市の街を守りたいという想いが大変伝わり、市民の防火意識の啓発につながります。」とお礼の言葉を述べるとともに、Ajuさんの今後の活動や取り組み等についても意見交換がなされました。



【感謝状贈呈の様子】



【消防局ポスター】

◆ 消防本部のメールアドレス変更について

○ 31925 寒川町消防本部（神奈川）

新メールアドレス syoubou@town.samukawa.lg.jp

※ 理由 メールアドレス変更のため

平成28年12月15日より運用開始

消防学校からの便り

◆ 専科教育「警防科」と「火災調査科」で合同実科訓練を実施

愛媛県消防学校（愛媛）

愛媛県消防学校では、平成28年11月15日（火）、専科教育「警防科」（訓練生17名）と「火災調査科」（訓練生23名）が合同で実科訓練を実施しました。

この訓練は、昨今の火災の減少と団塊世代の大量退職で職員が若年化していることから、火災現場における火災対応と火災調査の連携強化を目的として本校では初めて計画したものです。

消防学校訓練塔消火実験室内に、模擬建物（木造平屋建の6畳一間にタンス、ベッド等の生活必需品等を配置）を設置し、ブラインド型訓練として教官が建物火災を発生させ、警防科入校生は消火活動を、火災調査科入校生は火災原因調査をそれぞれ行いました。

この訓練を通して、訓練生からは「実火災現場に近い環境下の訓練で、消防活動の連携の必要性とその重要性が実体験を通して理解できた。」などの感想が多くありました。

今後も、消火戦術、現場保存等による火災調査の進め方等についての教育技法を検証し、消防活動連携強化のための教育訓練を実施することにより、訓練生の知識、技能の向上に資するよう努めてまいります。



【消火活動訓練の様子】



【火災原因調査訓練の様子】

◆ 渋消式リーダーシップ研修会を実施

青森県消防学校（青森）

青森県消防学校では、平成28年11月28日（月）、当消防学校において、消防職員中級幹部科入校中の学生24名と県内各消防本部の幹部級職員46名を対象に、群馬県渋川広域消防本部の青山消防長と萩原総務課係長を講師に迎え、「組織運営とリーダーシップ論」と題し、研修会を実施しました。

渋川広域消防本部の「火災防ぎょ戦術」の習得を図るという研修会の実施も考えられるなか、今回は全国的な知名度を誇る「戦術」はいかにして生まれたのか、そして組織としてどのように浸透させていったのかに着目し、青山氏の消防士拝命からターニングポイントとなった消防大学校入校、指揮隊長時代といった今日に至るまでの歩み、そこから得られた「リーダーシップのあり方」、「組織という土壌の育み方」について講演していただきました。その後、青山氏の右腕として苦楽を共に過ごしてきた萩原氏からは現場指揮に関する講義をしていただき、とても有意義な研修会となりました。



【研修会の様子】

通知等

◆ 津波避難対策の推進について（12月5日、府政防第1275号、消防災第162号）

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長より、各都道府県消防防災主管部長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

「津波対策の推進に関する法律」（平成23年法律第77号）では、「都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。」（第9条第2項）と規定されています。

また、消防庁においては、津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの避難行動が基本となることから、平成25年3月に「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（以下「検討会報告書」という。）を取りまとめ、都道府県による津波浸水想定の設定（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条）や、これを踏まえた市町村による指定緊急避難場所、避難経路の指定などの取組を推進しているところです。

本年11月22日に発生した福島県沖を震源とする地震でも、東日本沿岸部に津波警報・注意報が発表され、沿岸市町村で多くの住民避難が行われたところであり、津波避難対策の重要性が改めて認識されました。

こうした状況を踏まえ、貴職におかれましては、下記1（省略）に留意のうえ、改めて各市町村の津波避難対策の推進について必要な取組を行っていただくようお願いします。

併せて各市町村における津波避難対策の取組状況を下記2（省略）により調査しますので、ご協力をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281205_fuseibou1275_sai162.pdf）に掲載されています。

【問い合わせ先】

- 津波対策の推進に関する法律関係
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）付
担当：参事官補佐 駒田 義誌
主査付 辰島 詩季子
- 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書
及び津波避難計画策定状況等調査関係
消防庁国民保護・防災部防災課
担当：震災対策専門官 多鹿 雅彦
震災対策係長 木村 真
事務官 服部 正宏

◆ **洞道火災時における消防活動上の留意事項等について（通知）（12月14日、消防消第242号、消防予第377号）**

消防・救急課長、予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

平成28年10月、電力会社の洞道内（埼玉県新座市）において火災が発生しました。火災原因等の詳細については現在調査中ではありますが、洞道火災においては、早期に延焼状況や洞道内の収容物件等の実態を把握することが困難で、容易に内部に進入できない、電力ケーブルが敷設されている場合には送電停止がされなければ消火活動を開始できない等、活動障害が多く、消防活動は長時間に及ぶことが予想され、また、ライフライン等が途絶することにより、社会的影響が大きくなることが考えられます。

各消防本部におかれましては、指定洞道等については、火災予防条例に基づく届出により消防活動に必要な事項を把握し、火災に対する適切な安全対策の指導を行うなど、これまでにも必要な消防対策を講じていただいているところですが、下記（省略）事項について再確認していただき、迅速かつ効果的な消防活動が実施されるよう留意願います。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281214_syou242_yo377.pdf）に掲載されています。

【問い合わせ先】

- 消防活動に関すること
消防・救急課 警防係
担当：吉村、伊藤、港
- 指定洞道等の届出に関すること
予防課 予防係
担当：恵崎、齋藤、鎌倉

◆ **降積雪期における防災態勢の強化等について（12月16日、中防消第14号）**

中央防災会議会長（内閣総理大臣）より、関係都道府県防災会議会長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、降積雪期においては、依然として毎年災害による犠牲者が発生している状況にある。

近年では、平成18年豪雪において152名に上る多数の死者が発生しており、昨冬期も大雪、暴風雪等により、死者27名、重傷者233名等の人的被害が発生するとともに、住家被害や、電力、ガス、水道等ライフラインの被害、交通障害、農林水産業への被害等が発生している。また、昨冬期においては、鹿児島県奄美大島で明治34年2月12日以来115年ぶりの降雪を観測したことや、関東地方の平野部で積雪による被害が発生するなど、普段積雪の少ない地域での降雪や積雪による被害が発生している。さらに、今冬期においては、平年よりも北日本や東日本でも初雪が早く、11月下旬には関東地方でも広い範囲で雪となった。特に、東京都心では、平年よりも40日早い初雪となり11月としては明治8年の統計開始以来初となる積雪を観測し、人的被害などが発生したところである。

一方、豪雪地帯では、高齢化及び過疎化が進み、除雪の担い手となる建設業者等も減少していることもあり、被害の増加につながっている面があることに注意が必要である。加えて、特に普段雪害が少ない地域においては、平成26年2月の大雪で教訓となった初動体制や除雪体制の整備、住民、ドライバー等への的確な情報提供、要配慮者への対応、孤立のおそれがある地域に対する

対策等に十分留意する必要がある。

ついては、これらを踏まえ、これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図るべく、下記（省略）の点に留意した取組を行うとともに、本年5月に災害対策基本法が改正・施行され、立ち往生車両・放置車両対策の強化に係る所要の措置について、道路管理者に加え、港湾管理者及び漁港管理者にも適用されることとなったことを踏まえ、本措置の適切な運用をお願いする。

また、以上について、関係機関及び市町村防災会議に対し、周知徹底をお願いする。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281216_chuboushou14.pdf) に掲載されています。

◆ 降積雪期における防災態勢の強化等について（通知）（12月16日、消防災第164号）

国民保護・防災部防災課長より、関係都道府県消防防災主管部長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

標記については、平素から格段の御尽力を頂いているところですが、本年も降積雪期を迎えて、平成28年12月16日付けで中央防災会議会長（内閣総理大臣）から関係都道府県防災会議会長宛てに「降積雪期における防災態勢の強化等について」（中防消第14号）が通知されたところです。

つきましては、防災気象情報等（気象庁が発表する大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報、風雪注意報、なだれ注意報、大雪に関する気象情報等の防災気象情報、大雪に関する異常天候早期警戒情報、1か月予報等による長期的な降雪量予報等）、降積雪の状況及び過去の雪害による被害の発生状況等を踏まえ、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期されるようお願いいたします。

貴都道府県内の市町村及び関係機関にもこの趣旨を速やかに周知されるようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281216_sai164.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

国民保護・防災部防災課
担当：吉野係長、川久保事務官

◆ 消防法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）（12月16日、消防救第177号）

消防庁次長より、各都道府県知事、各指定都市市長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第379号。以下「改正令」という。）が本日公布されました。（別添（省略））

今回の改正は、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）を受け、過疎地域等において、市町村が救急業務の適切な実施を図るための計画を定めた場合に、救急隊は、救急自動車1台並びに救急隊員2人以上及び准救急隊員1人以上をもって編成できることとするものです。

貴職におかれましては、下記（省略）事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2812/pdf/281216_kyu177.pdf) に掲載されています。

報道発表

◆ 「総務大臣感謝状贈呈式（消防団関係）及び活動報告会」の開催（12月12日、消防庁）

本年4月に発生した熊本地震において活躍した消防団及び平成27年4月1日から1年間で消防団員数が相当数増加した消防団の計77団に対して総務大臣感謝状を贈呈することとし、その贈呈式を平成28年12月20日（火）に開催します。

また、受賞団体から災害時の活動や消防団の加入促進にかかる日頃の活動について発表していただく活動報告会を、贈呈式に続いて開催します。

（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/12/281212_houdou_2.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

国民保護・防災部地域防災室
担当：小此木、長堀、高村

◆ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集の結果及び政令の公布（12月16日、消防庁）

消防庁では、消防法施行令の一部を改正する政令（案）の内容について、平成28年11月5日から平成28年12月5日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、3件の御意見を頂きました。頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。

また、意見募集の結果を踏まえ、本日、当該政令を公布しました。

1 主な改正内容

救急隊の編成について、現行では救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもって編成しなければならないとされているところ、過疎地域及び離島において、市町村が救急業務の適切な実施を図るための計画を定めた場合に限り、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び一定以上の教育を受けた准救急隊員一人以上をもって編成できることとします。

2 意見募集の結果

政令案の内容について、平成28年11月5日から平成28年12月5日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、3件の御意見を頂きました。

頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙（省略）の通りです。

3 政令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等を踏まえて検討し、消防法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第379号）を平成28年12月16日に公布しました。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/12/281216_houdou_1.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

救急企画室
担当：大嶋理事官、谷口事務官

※ 消防庁各課室の直通電話番号は (<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>) に掲載されています。

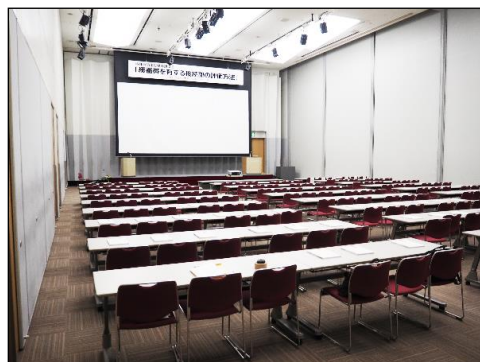
情報提供

◆ 特殊消防用設備等講演会「“ルートC” から“パッケージ型自動消火設備”まで」 一般財団法人日本消防設備安全センター

平成28年9月8日文京シビックホールで開催した特殊消防用設備等講演会の一部講演内容を変更し、平成29年3月10日に大阪府立国際会議場で開催することとしました。

本講演では、消防用設備等に係る法令知識講習として、消防庁様より予防行政の動向についてご講演をいただくとともに、パッケージ型自動消火設備(ルートB)に関する法令や製品紹介、施工方法等について、製造メーカー等よりご紹介頂きます。消防用設備等についてさらに認識を深めて頂くことを目的としておりますので、ご興味のある方は、この機会をどうぞお見逃しなく。

日時	平成29年3月10日(金) 13:30~16:30
会場	大阪府立国際会議場 会議室 1001~1002 大阪市北区中之島 5-3-51
参加費	無料
定員	200名



講演内容	講演者
大臣認定制度(ルートC)と予防行政の動向について	消防庁 予防課
パッケージ型自動消火設備 I・II型の製品紹介(性能・施工方法等)	認定取得メーカー 安全センター
安全センターの新しい取り組みについて	安全センター

聴講を希望される方は、安全センターHP内の特設ページより事前登録をお願い致します。皆様のご来場を心よりお待ちしております。

【URL】 <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/symposium/index.html>

【申込期間】 12月20日(火)から定員に達するまで

【問合せ先】 企画研究部 岡田、渡辺、佐藤 TEL:03-3501-7910 E-mail:kikaku10@fesc.or.jp

◆ **i D e C o (個人型確定拠出年金)が公務員等も利用可能になります！**

一般財団法人地域社会ライフプラン協会

一般財団法人地域社会ライフプラン協会では、ホームページ (<http://www.lifeplan.or.jp/>)
で i D e C o に係わる案内を行っています。

平成 29 年 1 月から公務員等や専業主婦も個人型確定拠出年金「i D e C o」の利用が可能になります。

i D e C o とは、私的年金の一つです。自分で掛金を積み立て、老後に備える個人型確定拠出年金 (DC) です。

もともとは老後資金の制度が手薄だった自営業者や勤務先に企業年金のない会社員等が対象でしたが今回の確定拠出年金法等の改正により公務員等や専業主婦、企業年金のある会社員等が加入できるようになり、新たな対象者が約 2, 6 0 0 万人も増加すると見込まれています。

【i D e C o 3つの税制優遇】

1. 掛金全額が所得控除されます。

(ただし公務員の場合、上限が年額 14. 4 万円 (月額 1. 2 万円) です。例えば、年間掛金が上限で、税率 20% の方なら 28, 800 円の節税となります。)

2. 運用益が非課税です。

(通常、運用益には 20. 315% の源泉分離課税がかかり、その後再投資されますが、i D e C o の運用益は非課税のため運用益全額が再投資されます。)

3. 受取時も税制優遇措置があります。

(一時金受取は「退職所得」、年金受取は「雑所得の公的年金等控除」が適用され、それぞれ税制メリットがあります。)

【i D e C o 3つの留意点】

1. 原則 60 歳になるまで引き出しできません。

(老後の資金づくりとして中途での引出しを制限することにより、税制優遇を行います。)

2. 受取額は運用成績により変動します。

(元本保証のない商品もありますのでご注意ください。)

3. 口座管理手数料などがかかります。

(取扱金融機関によって異なりますが、月に 500 円程度の口座管理手数料等がかかります。年間 6, 000 円程度のイメージです。通常は節税効果の方が大きいですが、注意を要します。)

【問い合わせ先】

一般財団法人 地域社会ライフプラン協会
107-0052 東京都港区赤坂 8-5-26
住友不動産青山ビル西館 (旧赤坂 D S ビル) 6 階
電話 03-3470-8711 FAX 03-3470-8759

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcaj.gr.jp